



発行
東京都

目次

告示

- 令和七年度東京都補正予算の公表……………一
……………（財務局主計部議案課）……………
- 都市計画事業の認可……………四
……………（都市整備局都市基盤部交通企画課）……………
- 宅地建物取引業法による行政処分（六件）……………四
……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………五
……………（環境局総務部環境政策課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………九
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……………一〇
……………（主税局課税部課税指導課）……………

告示

●東京都告示第七百十五号

令和七年六月六日東京都議会の議決を得た令和七年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年六月十七日

東京都知事 小池百合子

令和7年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和7年度東京都一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22,095,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,200,899,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第 1 号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
12 諸収入		619,357,349	22,095,000	641,452,349
	09 雑入	113,107,612	22,095,000	135,202,612
歳 入 合 計		9,178,804,000	22,095,000	9,200,899,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 総務費		382,411,000	1,000,000	383,411,000
	05 区市町村振興費	130,735,646	1,000,000	131,735,646
16 公債費		287,177,000	-3,397,000	283,780,000
	01 公債費	287,177,000	-3,397,000	283,780,000
17 諸支出金		2,190,131,000	24,492,000	2,214,623,000
	02 他会計支出金	1,488,420,980	35,787,000	1,524,207,980
	04 諸費	670,530,020	-11,295,000	659,235,020
歳 出 合 計		9,178,804,000	22,095,000	9,200,899,000

令和 7 年度東京都公債費会計補正予算

予 算 総 則

- 令和 7 年度東京都公債費会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
- （歳入歳出予算の補正）
- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 3 9 7, 0 0 0 千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 5 7, 1 2 2, 0 0 0 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 繰入金		944,885,972	-3,397,000	941,488,972
	01 繰入金	944,885,972	-3,397,000	941,488,972
歳 入 合 計		1,260,519,000	-3,397,000	1,257,122,000

歳出		(単位 千円)		
科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 公債費		1,260,519,000	-3,397,000	1,257,122,000
	01 公債費	1,260,519,000	-3,397,000	1,257,122,000
歳 出 合 計		1,260,519,000	-3,397,000	1,257,122,000

令和7年度東京都水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 令和7年度東京都水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 水道事業収益	391,182,000千円	-655,000千円	390,527,000千円
第1項 営業収益	373,154,000千円	-3,512,000千円	369,642,000千円
第2項 営業外収益	17,178,000千円	2,857,000千円	20,035,000千円
収入合計	391,182,000千円	-655,000千円	390,527,000千円
支出			
第1款 水道経営費	390,259,000千円	-655,000千円	389,604,000千円
第1項 営業費用	374,409,000千円	60,000千円	374,469,000千円
第2項 営業外費用	15,850,000千円	-715,000千円	15,135,000千円
支出合計	390,259,000千円	-655,000千円	389,604,000千円

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社スマイルコーポレーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 柴 薦文

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田佐久間町二丁目十五番地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三三二七号

(五) 免許年月日 令和三年八月二十六日

二 処分年月日 令和七年六月三日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和七年六月十八日から同月二十四日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社杜京屋

(二) 代表者氏名 代表取締役 京極 文暁

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目四番七号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八七五六九号

(五) 免許年月日 令和四年五月十八日

二 処分年月日 令和七年六月三日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和七年六月十八日から同月二十四日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百二十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、（仮称）府中朝日町商業施設計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

府中市 朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、紅葉丘一丁目、紅葉丘二丁目、紅葉丘三丁目、多磨町一丁目、多磨町二丁目及び多磨町四丁目の区域

調布市 西町及び野水一丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 三井不動産株式会社

代表取締役 植田 俊

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）府中朝日町商業施設計画

自動車駐車場の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、府中市朝日町三丁目八番一号ほかに位置する計画地に商業施設の建築及び自動車駐車場の設置を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和七年六月十七日から同年七月十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

府中市生活環境部環境政策課

府中市宮西町二丁目二十四番地 府中市役所「おもや」三階

イ 調布市環境部環境政策課

調布市小島町二丁目三十五番地一

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年七月三十一日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/](https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

[reading_guide/](https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し選定した項目について、現地調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染	①工事の施工中 ＜建設工事の稼働に伴う大気質＞ 二酸化窒素の年平均値の年間98％値は0.055ppmであり、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)内に収まる。建設機械の稼働に伴う寄与率は54.2％である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2％除外値は0.039mg/㎥であり、評価の指標(0.10mg/㎥以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は22.1％である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリングストップを周知徹底する等の環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 ＜工事用車両の走行に伴う大気質＞ 二酸化窒素濃度の年平均値の年間98％値は0.028072～0.028158ppmで、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は1.33～1.73％である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2％除外値は0.026799～0.026873mg/㎥で、評価の指標(0.10mg/㎥以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.02％である。 ②工事の完了後 ＜熱源施設の稼働に伴う大気質＞ 二酸化窒素の年平均値の年間98％値は0.029531ppmであり、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は8.57％である。 ＜関連車両の走行に伴う大気質＞ 二酸化窒素濃度の年平均値の年間98％値は0.027821～0.028659ppmで、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.13～2.41％である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2％除外値は0.026818～0.026899mg/㎥で、評価の指標(0.10mg/㎥以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.12％である。 ＜駐車場利用車両の走行に伴う大気質＞ 二酸化窒素の年平均値の年間98％値は0.028158ppmであり、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は5.38％である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2％除外値は0.026844mg/㎥であり、評価の指標(0.10mg/㎥以下)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.20％である。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	①工事の施工中 建設機械からの騒音レベルの最大値は、計画地の敷地境界北側付近で70dBであり、「指定建設作業に係る騒音の基準」を満足する。 建設機械からの振動レベルの最大値は、計画地の敷地境界北側付近で60dBであり、「指定建設作業に係る振動の基準」を満足する。 ＜工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、昼間 59～64dB であり、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を満足する。 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、昼間 40～48dB、夜間 38～47dB であり、「日常生活等に適用する振動の規制基準」を満足する。 ②工事の完了後 ＜駐車場利用車両の走行に伴う騒音昼間の等価騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で55dB であり、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を満足する。 夜間の等価騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で44dB であり、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を満足する。 ＜設備の稼働に伴う騒音・低周波音朝・昼間・夕の騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界北側付近で37dB あり、「工場・指定作業場等に係る騒音の規制基準」を満足する。 夜間の騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界東側付近で30dB 未満であり、「工場・指定作業場等に係る騒音の規制基準」を満足する。 設備の稼働に伴う低周波音の6特性音圧レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で62～86dB であり、感覚閾値の100dB を満足する。 1/3 オクターブバンド音圧レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で62～86dB であり、心理的影響及び生理的影響の参考値を満足する。なお、機器の選定にあたっては低周波音の発生源レベルが小さいものを選定することにより、低周波音の影響を低減する。 ＜関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、平日は昼間 60～65dB、夜間 51～58dB、休日は昼間 62～64dB、夜間 56～59dB である。No.1、No.2、No.3の平日及びNo.4については環境基準を満足する。休日のNo.3の昼間及び夜間において、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回っている。休日のNo.3の夜間においては、現況においても環境基準を上回っている。 工事の完了後においては、荷さばき車両の搬出入が一時的に集中しないよう計画的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底、利用者に公共交通機関の利用の働きかけ等を行うことにより、影響の低減に努める。 関連車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、平日は昼間 38～48dB、夜間 37～48dB、休日は昼間 36～46dB、夜間 34～44dB であり、「日常生活等に適用する振動の規制基準」を満足する。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
水循環	①工事の完了後 ＜計画建築物の存在による地表面流出水量の変化の程度本事業では、敷地境界の外周部等を中心に、計画地面積の約13.9%にあたる約5,500㎡の緑地（地上緑地）を新たに整備するとともに、計画地内に雨水浸透貯留施設を設置し、地表面の雨水流出を低減することにより、洪水緩和機能を有する土地になると予測した。 本事業における地下水涵養能力は、豪雨対策計画の対策量600㎧/ha以上の雨水貯留浸透施設等を設置することにより、必要対策能力と比較して約253㎧/hr 上回ると予測した。 また、地表面流出水の量は、約1,841㎧/hr 低減できると予測した。 以上のことから、洪水緩和に寄与し、評価の指標に適合するものと考えられる。
日影	①工事の完了後 ＜計画建築物の設置に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度計画建築物による日影が最も長くなる時刻は16時であり、北東側に敷地境界から約170mの日影が生じる。次に日影が長くなる時刻は8時であり北西側に敷地境界から約160mの日影が生じる。 計画建築物により生じる2時間及び3時間の日影線は西～北東側の範囲内に生じることが、いずれも規制対象範囲の内側である。 したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」（昭和25年5月、法律第201号）及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和63年7月、東京都条例63号）に基づく、日影規制を満たすものと予測する。 ＜日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度計画地周辺の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における工事の完了後の冬至日における日影時間をみると、計画建築物による影響はNo.1（最寄民家1）では、約1時間30分増加、No.2（最寄民家2）では、約50分増加、No.3（最寄民家3）では、約10分増加、No.7（多摩町東公園）では、約5分増加するが、計画建築物を可能な範囲で北側敷地境界から離れた位置に配置する措置を講じることにより、影響を低減している。 以上のことから、評価の指標とした「日影規制」を満足すると評価する。
電波障害	①工事の完了後 ＜計画建築物の存在によるテレビ電波の遮へい障害工事の完了後において計画建築物等により、地上デジタル放送については、東京スカイツリー局は計画地西側において、永山局は計画地北東側において、横浜局は計画地北西側においてテレビ電波の遮へい障害が発生する可能性があると予測するが、発生した場合には障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消され则认为。 また、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地表的な反射障害としてはほとんど生じないものと予測し、衛星放送は、BS放送及びCS放送についての遮へい障害範囲はすべて計画地内又は計画地に隣接する東側道路の範囲内で収まると予測した。 以上のことから、本事業に係る電波障害は評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると評価する。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	内 容
景 観	①工事の完了後 ＜計画建築物の設置に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度＞ 計画地周辺には、東側に都立武蔵野の森公園、南側に東京外国語大学があり、緑が多い景観となっている。また、南側には東京外国語大学の高層の建築物、西側には高層のマンション及び北側には住居等があり、人工的な景観となっている。 計画地周辺における主な景観構成要素は、スタジアム通りの街路樹から武蔵野の森公園へと続く奥行きのある緑及び住宅等の構造物などが挙げられる。 現在の計画地は草地であり、構造物がない景観から、新たに大規模商業施設が出現する。 本事業では、計画地内、歩行者空間及び道路沿いに緑を配置する。これにより、街路樹との連続性のある緑地空間を設け、オープンスペースの確保を図ることから、人が集う緑豊かで賑わいのある新しい都市景観が創出されるものと考ええる。 建築物の外壁や柱の色彩は、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和するよう府中市景観計画に適合した色彩とし、外壁の基本色は、自然に良くなじむ暖色系を中心とし、周辺との調和を図る計画である。以上のことから、評価の指標「大規模施設と周辺地域との調和に配慮する」を満足すると考える。 ＜計画建築物の設置に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度＞ 新たに計画建築物が出現し、眺望の状況が変化し、新たな市街地景観が形成されるが、道路沿いには新たに緑を計画し、緑豊かな空間を設けることや計画地北西側には公園を配置することでオープンスペースを確保し、賑わいのある開放的な空間が創出されると予測する。 また、計画地中心から約500m以上離れた地点は建物や樹木等により視界が遮られて、計画建築物を視認できないと予測する。 以上のことから、評価の指標「大規模施設と周辺地域との調和に配慮する」を満足すると考える。 ＜計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度＞ 形態率の変化の程度は、2.6～20.0%の増加があると予測する。 配置計画では、計画地周囲に緑化を施すことにより、歩行者の視点から計画建築物の圧迫感を軽減し、周辺市街地に溶け込む街並み景観の形成を図る。また、道路沿いに緑地を配置することにより圧迫感の影響は低減されると予測する。 以上のことから、評価の指標「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。 ①工事の完了後 ＜埋蔵文化財包蔵地の改変の程度＞ 計画地内に集落である朝日町遺跡（府中市-34-1）が存在する。また、計画地内には埋没谷と凹地があり、その周辺に遺跡が存在することが確認されている。 本事業では、府中市との協議に基づき、発掘調査（面積：約19,700㎡）を実施し、埋蔵文化財の記録保存を行うことにより、埋蔵文化財包蔵地は改変されるが、埋蔵文化財は適切に保存されると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「埋蔵文化財の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると評価する。

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	内 容
自然との触れ合い 活動の場	①工事の施行中 ＜工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度＞ 工事用車両の経路は、多摩駅入口交差点、府中朝日フットボールパーク北交差点、計画地北西及び北東側に位置する交差点を通過する計画であり、武蔵野の森公園への経路となっている。本事業においてこれらの交差点を直接改変することはない。 工事の施行に伴い、一時的に交通量が増えるものの、工事用車両の通行に対し、制限速度の遵守を行い、工事用車両の出入口には交通誘導員を適切に配置するため、武蔵野の森公園への利用経路に与える影響の程度は小さいと考える。 ①工事の施行中 ＜建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、発生抑制・再利用・再資源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等＞ 地中埋設物撤去等に伴う建設廃棄物の発生量は、約3,670 tであり、再資源化量は約3,633 t、再資源化率は約99%である。 廃棄物の処分方法は、可能な限り再資源化・再利用することを基本とし、再資源化・再利用が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、リニアエスシステムに基づいて適正に処理を確認する。 新設工事に伴う建設廃棄物の発生量は、約8,549 tであり、再資源化量は約7,795 t、再資源化率は約91.2%である。 廃棄物の処分方法は、可能な限り再資源化・再利用することを基本とし、再資源化・再利用が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、リニアエスシステムに基づいて適正に処理を確認する。 新設工事に伴う建設発生土の発生量は、約22,100㎥であり、再利用量は約19,445㎥と予測する。 建設発生土は発生量の88%以上を工事間利用等により再利用し、その他は許可を得た処分場へ搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。 ②工事の完了後 ＜施設の供用に伴う廃棄物の排出量、発生抑制・再利用・再資源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等＞ 施設の供用に伴う廃棄物の発生量は約1,119.3 t/年、再資源化量は約559.8 t/年（約50.0%）、排出量は約559.5 t/年（約50.0%）と予測する。 廃棄物の処理方法は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化率の向上に努める。再資源化が困難なものは、産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、適正に処分する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	内 容
温室効果ガス	①工事の完了後 ＜施設の稼働に伴うエネルギーの使用による温室効果ガス（二酸化炭素）の 排出量及びその削減の程度＞ 計画建築物の二酸化炭素排出量は約 8,944t-CO ₂ /年であり、削減量は都内 平均との比較で約 3,422t-CO ₂ /年、都内上位 25%との比較で約 324t-CO ₂ /年 と予測した。 本事業では空冷式ヒートポンプエアコンの導入や計画建築物の屋上等に可 能な限り太陽光発電設備の設置、また、空調、換気、照明等の機器は、高効 率機器の導入等により省エネルギー化と温室効果ガス排出量の削減に努める こと、さらに、コジェネレーションを採用し、エネルギー効率を高め、温室 効果ガスの排出低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。

●東京都告示第七百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区南砂三
丁目地内）

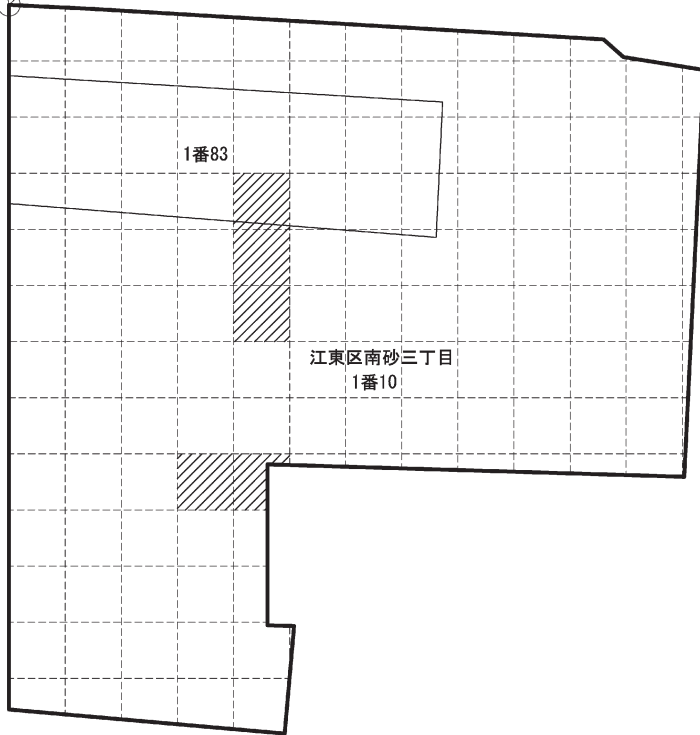
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びそ
の化合物

別図

10度18分47.82秒



起点



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、次の座標とする。
X座標：-36324.234 Y座標：-620.183

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(10度18分47.82秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されて
いる格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

八大起業 増田 信哉 杉並区西荻北三丁 令和七年三月
株式会社 目十番十一号 三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 篠宮 操 東久留米市学園町 令和七年四月
一光 二丁目一番二十七 三十日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

